

神戸市療育ネットワーク会議「2024年度 医療的ケア児の支援施策検討会議」

(日時) 2024年10月31日(木) 15:00～

(場所) 三宮研修センター8階 805会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

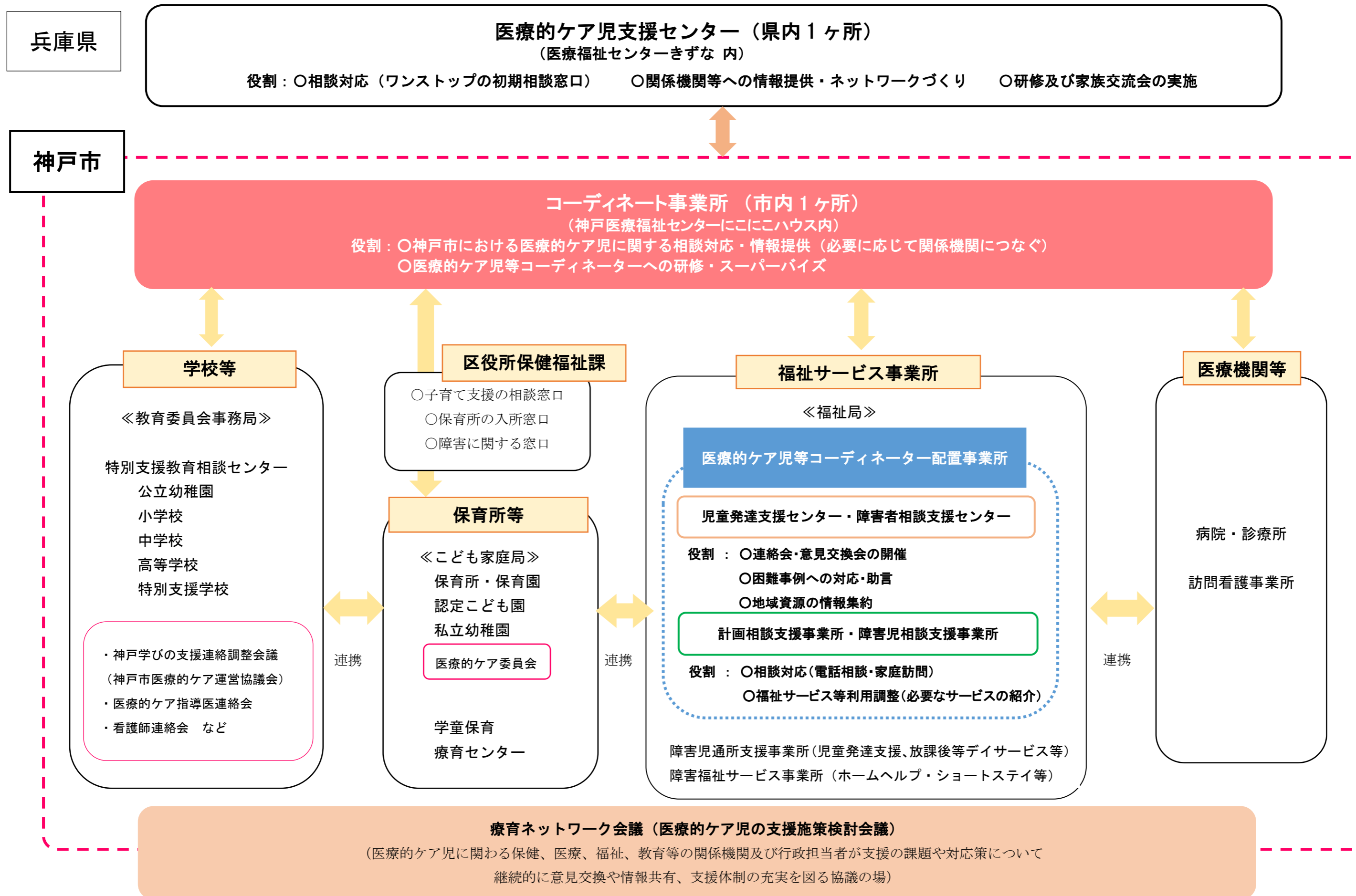
- (1) 「医療的ケア児等コーディネーター」等を活用した支援体制について
- (2) 神戸市における医療的ケア児の通いの場について
- (3) 災害時に備えた取り組みについて
- (4) 神戸市医師会医療的ケア児アンケート結果報告
- (5) 神戸市歯科医師会の取組紹介

3. 閉 会

資 料

- 資料1 神戸市における医療的ケア児等支援体制（イメージ）
- 資料2 神戸市における「医療的ケア児等コーディネーター」の配置状況等
- 資料3 教育・保育施設における医療的ケア児受入れ状況（報告）
- 資料4-1 神戸市教育・保育施設等においてお子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ
- 資料4-2 認定こども園（1号認定）・私立幼稚園においてお子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ
- 資料5 神戸市内の特別支援学校等における医療的ケア児受入状況について（報告）
- 資料6 学校園における医療的ケア（リーフレット）
- 資料7 障害児通所サービスにおける医療的ケア児の受け入れ状況（報告）
- 資料8 神戸市の学童保育における医療的ケア児の受け入れについて
- 資料9 災害時に備えた取り組みについて
- 資料10 第10回 医療的ケア児の支援施策検討会議（令和5年11月2日）の議事要旨
- 〔参考〕 神戸市療育ネットワーク会議／医療的ケア児の支援施策検討会議（概要）
神戸市療育ネットワーク会議「医療的ケア児の支援施策検討会議」実施状況

神戸市における医療的ケア児等支援体制 (イメージ)



神戸市における「医療的ケア児等コーディネーター」の配置状況等

1. 医療的ケア児等コーディネーターの配置状況

「医療的ケア児等コーディネーター」は、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割として、障害福祉サービス事業所等に配置されている。

市内の医療的ケア児等コーディネーター配置事業所数

事業所種別	配置事業所数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障害者相談支援センター	11	13	14
計画相談支援・障害児相談支援事業所	6	7	7
障害児通所支援事務所	3	4	4
医療機関・訪問看護事業所	1	5	5
計	21	29	30

※「養成研修」修了者が在籍している機関等

※詳細を市ウェブサイトで公表（令和4年度～）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/ikea/iryoutekikeaji.html>

2. 医療的ケア児等コーディネーターへのフォローアップ

(1) フォローアップ研修の実施

令和6年度神戸市医療的ケア児等コーディネーター研修実績

第1回 令和6年6月18日実施 参加者19名

（内容）講演「退院支援におけるコーディネーターとの連携」

講師：社会福祉法人むそう 谷口 由紀子氏

グループワーク

第2回 令和6年9月19日実施 参加者18名

（内容）講演「ライフステージに応じた支援」

講師：社会福祉法人むそう 戸枝 陽基氏

グループワーク

第3回 令和6年12月17日（予定） 20名程度

(2) コーディネーター向け相談窓口の設置

現状は、医療的ケア児者や家族等から相談対応件数は、必ずしも多いわけでは無いため、相談対応の経験不足から来るコーディネーター自身の不安や困りごとに対応する窓口

3. その他の医療的ケア児等に関連する研修(神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業)

(1) 防災研修

- ・保護者向け：令和6年5月21日、10月10日
- ・支援者向け：令和6年7月6日、11月20日
- ・保護者・支援者合同：令和7年1月18日

(2) ACP研修

- ・保護者・支援者合同：令和6年8月29日、令和7年3月1日

(3) 医療的ケア児看護師研修

- ・支援者向け：令和6年10月30日

教育・保育施設における医療的ケア児受入れ状況（報告）

1. 事業の概要

(1) 受入れ施設とケアの提供体制

①保育を必要とする事由のあるこども

（幼保連携型認定こども園、私立保育園、公立保育所、小規模保育事業所）

- ・令和6年度 受入れ可能施設は市内 21 施設（民間 12 施設、公立 9 施設）
公立保育所 2 施設（住吉公園保育所、やはた桜保育所）で新規受け入れ開始
- ・医療的ケアの提供者は施設に常駐する看護師

区	施設名		対象年齢	受入可能時間
東灘区	連こ)	おかもと虹こども園	生後6か月～	要相談
	公保)	本山保育所	2歳児クラス～	9時～17時
	公保)	魚崎保育所	2歳児クラス～	9時～17時
	公保)	住吉公園保育所 (R6.4～)	2歳児クラス～	9時～17時
灘区	連こ)	めばえの園認定こども園	生後6か月～	9時～17時
	公保)	やはた桜保育所 (R6.4～)	2歳児クラス～	9時～17時
中央区	連こ)	友愛幼児園	2歳児クラス～	9時～17時
	私保)	くすのき愛児園	2歳児クラス～	9時～17時
兵庫区	公保)	松原保育所	2歳児クラス～	9時～17時
北区	連こ)	このみ保育園	生後6か月～	9時～17時
	連こ)	頌栄保育園	生後6か月～	要相談
	連こ)	つきかげ認定こども園	2歳児クラス～	要相談
長田区	公保)	ふたば保育所	2歳児クラス～	9時～17時
須磨区	公保)	須磨保育所	2歳児クラス～	9時～17時
	私保)	若宮保育園わかみや分園	2歳児クラス	9時～17時
	公保)	菅の台保育所	2歳児クラス～	9時～17時
垂水区	小)	ちっちゃなこども園ふたば	生後6か月～満2歳まで	要相談
	私保)	舞多聞よつば保育園	生後6か月～	要相談
	連こ)	かすみがおか虹こども園	2歳児クラス～	9時～17時
西区	連こ)	あさひ保育園	生後6か月～	要相談
	公保)	玉津保育所	2歳児クラス～	9時～17時

連こ) 幼保連携型認定こども園 私保) 私立保育園 公保) 公立保育所 小) 小規模保育事業

②保育を必要とする事由のないこども（私立幼稚園、認定こども園の1号認定こども）

- ・保護者からの相談により対応可能な施設で受入れ（令和6年10月1日現在6施設）
- ・医療的ケアの提供者は、園と契約した訪問看護ステーションの看護師（週15時間を上限に市が補助）

(2) 提供可能な医療的ケア

- ①経管栄養（鼻腔、胃ろう、腸ろう）
- ②吸引（口腔内、鼻腔内、気管切開部）
- ③酸素療法（酸素カヌラ、酸素マスク）
- ④導尿

その他、施設で対応可能な医療的ケア

(3) 受入れ施設への支援体制

①医療的ケア巡回相談の実施と医療的ケア委員会の開催

		保 育 施 設	私立幼稚園等
巡回 相談	実施頻度	概ね3か月～4か月ごと	概ね3か月～4か月ごと（学期ごと）
	担 当	市職員（看護師、医師※）	市職員（看護師、医師※）
	内 容	教育・保育状況の確認及び助言・指導	教育・保育状況の確認及び助言・指導
委員会	実施頻度	概ね3か月～4か月ごと	概ね3か月～4か月ごと（学期ごと）
	出席者	施設（施設長・看護師・担任等）、市職員（看護師・医師）、嘱託医※	施設（施設長・担任等）、保護者、訪問看護 ST の看護師、市職員（看護師・医師）、園医※
	内 容	・関係者間における児童の健康状態の把握（情報の共有） ・安全なケアの提供に向けた助言・指導	・関係者間における児童の健康状態の把握（情報の共有） ・安全なケアの提供に向けた助言・指導

※必要に応じて出席

2. 年齢別受入れ状況（年度末の受入れ延べ人数）

	2018(H30)年度	2019(R元)年度	2020(R2)年度	2021(R3)年度	2022(R4)年度	20203R5)年度	2024(R6)年度 (10/1時点)	合計
5歳児	1	3	4	2	3	6	9	28
4歳児	2	3	0	4	6	7	7	29
3歳児	4	1	5	5	7	7	3	32
2歳児	0	3	2	3	3	3	5	19
1歳児	2	1	4	0	1	5	2	15
0歳児	0	1	0	0	2	0	1	4
合計	9	12	15	14	22	28	27	127
保育施設 (2・3号)	9	11	13	10	17	22	21	103
私立幼稚園 (1号)	0	1	2	4	5	6	6	24

3. ケア内容別受入れ状況（年度末の実施ケア延べ人数）

※（ ）は1号

	2018(H30)年度	2019(R元)年度	2020(R2)年度	2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度	2024(R6)年度 (10/1時点)	合計
たん吸引	6	9	6	4	9	10	8	52
酸素療法	2	2	4	5	10	12	13	48
経管栄養	2	3	2	3	6	6	7	29
導尿	0	1 (1)	2 (1)	0	1	2	2	8
胃瘻管理				1	1	1	0	3
インサ注射	1	1	2 (1)	4 (4)	5 (5)	8 (6)	7 (6)	28
合計	11 (0)	16 (1)	16 (2)	17 (4)	32 (5)	39 (6)	37 (6)	168

4. 令和7年度からの変更点について

(1) 2・3号医療的ケア児【相談/申込/入所】人数（R元年度～R6年度の4月1日時点の合計）

クラス年齢	合計		
	相談	申込	入所
5歳児	5	3	3
4歳児	8	2	0
3歳児	16	9	9
2歳児	15	8	5
1歳児	29	20	11
0歳児	8	5	2

相談・申込・入所のすべてで1歳児クラスが多い

(2) 受入れ施設増とケア提供体制（対象年齢）の変更

①受入施設の追加

令和6年度 21施設（公立9 + 私立12）⇒令和7年度より 22施設（公立10 + 私立12）へ

※公立保育所 1施設（北区：鈴蘭台西町保育所）で新規受け入れ開始

②対象年齢の拡大

	施設名		対象年齢
東灘区	連こ)	おかもと虹こども園	生後6か月～
	公保)	本山保育所	1歳児クラス～
	公保)	魚崎保育所	1歳児クラス～
	公保)	住吉公園保育所	1歳児クラス～
灘区	連こ)	めばえの園認定こども園	生後6か月～
	公保)	やはた桜保育所	1歳児クラス～
中央区	連こ)	友愛幼児園	1歳児クラス～
	私保)	くすのき愛児園	1歳児クラス～
兵庫区	公保)	松原保育所	1歳児クラス～
北区	連こ)	このみ保育園	生後6か月～
	連こ)	頌栄保育園	生後6か月～
	公保)	鈴蘭台西町保育所 【R7年度～新規施設】	1歳児クラス～
	連こ)	つきかけ認定こども園	1歳児クラス～
長田区	公保)	ふたば保育所	1歳児クラス～
須磨区	公保)	須磨保育所	1歳児クラス～
	私保)	若宮保育園わかみや分園	1歳児クラス～
	公保)	菅の台保育所	1歳児クラス～
垂水区	小)	ちっちゃなこども園ふたば	生後6か月～満2歳
	私保)	舞多聞よつば保育園	生後6か月～
	連こ)	かすみがおか虹こども園	1歳児クラス～
西区	連こ)	あさひ保育園	生後6か月～
	公保)	玉津保育所	1歳児クラス～

連こ) 幼保連携型認定こども園 私保) 私立保育園 公保) 公立保育所 小) 小規模保育事業

神戸市教育・保育施設等において お子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ

1. 保育施設へのお申し込みにあたって

神戸市では、裏面の教育・保育施設等において、医師の指示・指導の下、看護師等が、日常生活に必要な医療的ケアを実施しています。対象ケアは、「2.提供できる医療的ケア」をご確認ください。

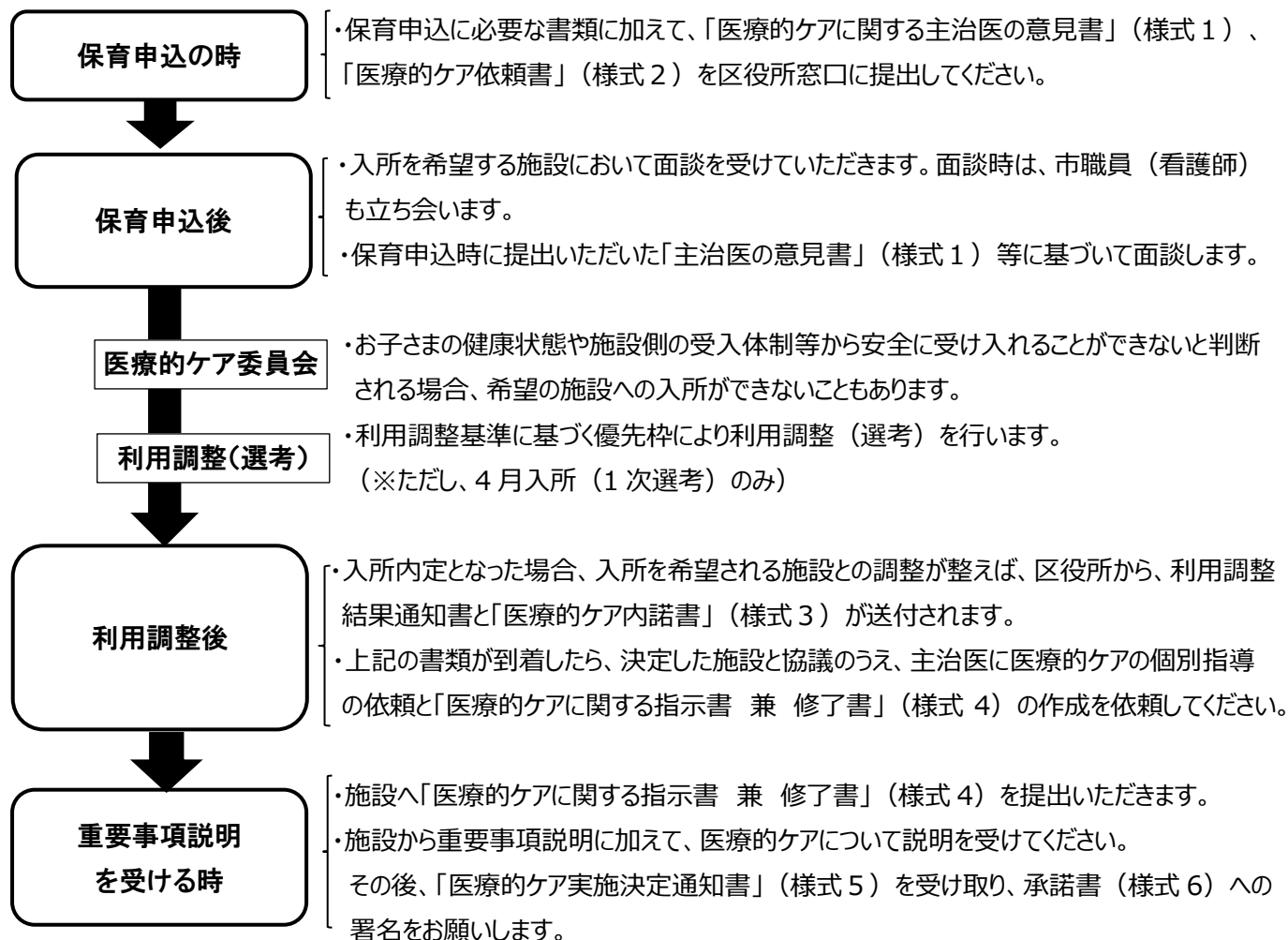
なお、お子さまの健康状態や施設側の受入体制等から安全に受け入れることができないと判断される場合、希望の施設への入所ができないことや、入所日が延期されることがありますので、予めご了承ください。

2. 提供できる医療的ケア

- ・経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- ・酸素療法（鼻カニュラ・酸素マスク） ・導尿
- ・吸引（口腔内吸引、鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- ・その他施設で対応可能な医療的ケア

3. 利用申込み手続き

通常の保育利用の申込みに加え、下記の手続きが必要です。



※主治医による文書作成にかかる経費については、保護者負担となります。

4. 注意事項

- ・本事業は、原則神戸市にお住まいの方を対象としています。施設への受入れ人数には制限があります。
- ・施設により、受入可能年齢や受入時間、医療的ケアの種類が異なります。
- ・看護師等の配置状況によっては、受入できる時間を制限させていただく場合があります。
- ・受入れ体制を整えるために希望日からの受入ができない場合があります。
- ・入所後も、半年ごとに主治医の指示書を施設へご提出いただく必要があります。

5. 受入れ可能施設

	施設名	住所	電話番号	対象年齢	受入可能時間	受入※
連こ	おかもと虹こども園	東灘区岡本 3-2-6	412-2262	生後6か月～	要相談	△
公保	本山保育所	東灘区岡本 1-7-6	451-0567	1歳児クラス～	9時～17時	△
公保	魚崎保育所	東灘区魚崎南町 2-11-11	411-4354	1歳児クラス～	9時～17時	○
公保	住吉公園保育所	東灘区住吉宮町 3-4-23	851-3738	1歳児クラス～	9時～17時	○
連こ	めばえの園認定こども園	灘区灘南通 4-4-2	806-3333	生後6か月～	9時～17時	△
公保	やはた桜保育所	灘区八幡町 2-1-1	821-5271	1歳児クラス～	9時～17時	△
連こ	友愛幼稚園	中央区吾妻通 5-2-20	231-5818	1歳児クラス～	9時～17時	△
私保	くすのき愛児園	中央区楠町 6-11-1-3-101	381-9271	1歳児クラス～	9時～17時	○
公保	松原保育所	兵庫区松原通 4-2-27	651-5521	1歳児クラス～	9時～17時	○
連こ	このみ保育園	北区山田町下谷上字箕谷 21-1	583-2203	生後6か月～	9時～17時	△
連こ	頌栄保育園	北区鳴子 2-11-2	593-3893	生後6か月～	要相談	○
公保	鈴蘭台西町保育所 (R7.4～)	北区鈴蘭台西町 3-6-23	595-0170	1歳児クラス～	9時～17時	○
連こ	つきかけ認定こども園	北区藤原台中町 2-5-1	987-4154	1歳児クラス～	要相談	○
公保	ふたば保育所	長田区二葉町 7-1-30	621-8561	1歳児クラス～	9時～17時	○
公保	須磨保育所	須磨区大黒町 4-1-2	732-4842	1歳児クラス～	9時～17時	○
私保	若宮保育園わかみや分園	須磨区松風町 5-2-9	754-7779	1歳児クラス～	9時～17時	○
公保	菅の台保育所	須磨区菅の台 4-6	791-0678	1歳児クラス～	9時～17時	○
小	ちっちなこども園ふたば	垂水区舞多間東 2-6-9	784-5333	生後6か月～満2歳	要相談	△
私保	舞多間よつば保育園	垂水区舞多間西 5-11-4	784-5333	生後6か月～	要相談	△
連こ	かすみがおか虹こども園	垂水区霞ヶ丘 1-6-19	707-5554	1歳児クラス～	9時～17時	△
連こ	あさひ保育園	西区桜が丘東町 1-3-1	994-0170	生後6か月～	要相談	△
公保	玉津保育所	西区玉津町新方字東方 211-3	911-4909	1歳児クラス～	9時～17時	○

連こ…幼保連携型認定こども園、私保…私立保育園、公保…公立保育所、小…小規模保育事業

※「○」の施設は、R7.4.1 現在で医療的ケア児の在籍はありません。「△」の施設は、R7.4.1 現在で医療的ケア児が在籍しています。

6. 申込み先

受入可能施設の所在する区の区役所・支所 保健福祉課こども福祉担当

区役所	電話番号	区役所	電話番号
東灘区役所	078-841-4131 (代)	長田区役所	078-579-2311 (代)
灘区役所	078-843-7001 (代)	須磨区役所	078-731-4341 (代)
中央区役所	078-335-7511 (代)	北須磨支所	078-793-1313 (代)
兵庫区役所	078-511-2111 (代)	垂水区役所	078-708-5151 (代)
北区役所	078-593-1111 (代)	西区役所	078-940-9501 (代)
北神区役所	078-981-5377 (代)		

(問合せ先) こども家庭局幼保事業課 (保健医療指導担当) 078-331-8181 (代)

認定こども園（1号認定）・私立幼稚園において お子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ

神戸市では、日常生活を営むためにたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要で、集団生活が可能な状態にある児童が、認定こども園（1号認定）・幼稚園において心身の状況に応じた教育・保育を受ける際に、受け入れ園が訪問看護ステーションを活用して看護師の派遣受け入れを行うことができるよう支援しています。

1. 受け入れ対象とする医療的ケアの内容

- ・経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- ・酸素療法（鼻カニューラ、酸素マスク）
- ・導尿
- ・吸引（口腔内吸引、鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- ・その他施設・訪問看護ステーションで対応可能な医療的ケア

2. 補助の対象となる時間帯

- ・1週あたり15時間を上限として、訪問看護ステーションからの看護師派遣が可能です。（ケアに必要な時間に限りです。）

※預かり保育の時間帯は除く、通常の教育・保育時間内に限ります。

※1週あたりの上限15時間は、適宜対応が必要な吸引等のケア内容を想定しています。

3. 注意事項

- ・対応が可能な場合は、入園を希望する認定こども園、幼稚園にご相談ください。
- ・本事業は、原則神戸市にお住まいの方を対象としています。
- ・利用するには、「医療的ケアに関する主治医の意見書」や「医療的ケアに関する指示書」などの文書が必要となります。なお、主治医による文書作成にかかる経費については、保護者負担となります。
- ・入園後も、主治医の指示書は半年毎に更新が必要です。
- ・公立幼稚園や、保育認定を受けて入園をされる方は、別途制度があります。
公立幼稚園は園へ、保育認定は利用申込をする区役所・支所 ども福祉担当までご相談ください。
※保育認定においては、実施園が決まっています。

4. 問合せ先

	住所	電話番号
こども家庭局幼保事業課 (保健医療指導担当)	中央区加納町 6-5-1	078-331-8181 (代)

神戸市内の特別支援学校等における医療的ケア児受入状況について（報告）

（令和6年5月1日現在）

1. 神戸市立特別支援学校、市立幼稚園・小中高等学校の受入れ状況

（人）

	特別支援学校（市立）				幼・小・中・高（市立）			
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
高	31	25	20	21	2 (1)	2 (1)	3 (1)	2(0)
中	23	22	21	18	7 (0)	6 (0)	12 (0)	7(0)
小	40	35	39	42	21 (14)	29 (19)	44 (21)	39(17)
幼	0	0	0	0	1 (1)	2 (1)	4 (3)	1(1)
合計	94	82	80	81	31 (16)	39 (21)	63 (25)	49(18)

※（ ）内は訪問看護師派遣人数

2. 主なケア別実施状況（神戸市立特別支援学校、市立幼稚園・小中高等学校）

医療的ケア内容	特別支援学校（市立）				幼・小・中・高（市立）			
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人工呼吸器	22	18	17	18	2 (1)	4 (2)	4 (3)	2 (2)
喀痰吸引 （鼻腔・口腔・気管切開・ 経鼻咽頭エアウェイ）	104	108	90	95	7 (6)	7 (6)	1 (10)	5 (4)
経管栄養	71	67	63	66	8 (7)	9 (7)	8 (7)	6 (5)
酸素療法	46	29	29	35	5 (2)	4 (1)	9 (6)	9 (5)
導尿	7	6	6	5	11 (6)	11 (5)	12 (5)	13 (3)
インスリン	0	0	0	1	4 (2)	12 (8)	30 (9)	28 (9)
合計	250	228	205	220	37 (24)	47 (26)	76 (40)	63 (28)

（延べ人数）

※（ ）内は訪問看護師派遣延べ人数

【参考】

神戸市内の兵庫県立特別支援学校の受入れ状況（令和6年度）

（1）受入れ状況

高等部 7名／中学部 0名／小学部 6名 ※県立高等学校 0名

（2）主な医療的ケアの実施状況（延べ人数）

人工呼吸器 3名／酸素吸入 3人／吸引（気管切開の衛生管理含む） 12名／
経管栄養 6名／導尿 3名／排便 1名／インスリン注射 1名

学校園における医療的ケア

すべての子供が安全・安心な生活を送るために



神戸市教育委員会
令和5年度 改訂版



1. 医療的ケアとは

「医療的ケア」って・・・！？

一般的に学校園や在宅等で日常的に行われている、痰の吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指します。

学校園において医療的ケアを実施することで、

子供たちの可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うことを目標としています。

- * 医療的ケアを通じた**生活リズムの形成**
- * 医療的ケアの必要性など自分の、**意思や希望を伝える力の育成**
- * 医療的ケアの成功などによる**自己肯定感・自尊感情の向上**
- * 安全で円滑な医療的ケアの実施による**信頼関係の構築**

医療的ケア児の1日（例）

起床	<ul style="list-style-type: none">・朝の健康チェック・準備物の確認・補充
登校	<ul style="list-style-type: none">・連絡帳等の提出・保護者から学校園へ健康状態を情報共有
授業	<ul style="list-style-type: none">・医療的ケアの実施（適宜） <p style="text-align: center;"><昼食 ・ 医療的ケア></p>
下校	<ul style="list-style-type: none">・連絡帳等の返却・学校園から保護者へ健康状態を情報共有



保護者の声

* 「人工呼吸器をつけていますが毎日学校で授業を受け、登校することを楽しみにしています。」

* 「体調の変化や気になることを相談しやすく信頼しています。親の負担や不安が軽減され感謝しています。」



2. 医療的ケアの範囲

- 口腔内喀痰吸引
- 胃ろう・腸ろう経管栄養
 - ・ 気管切開部からの吸引
 - ・ 酸素療法
- 鼻腔内喀痰吸引
- 経鼻経管栄養
 - ・ 気管切開部の管理
 - ・ 導尿 など
- 気管カニューレ内の喀痰吸引
 - ・ 人工呼吸器の管理

上記●は「特定行為」といい、登録された特別支援学校に在籍し、研修を終えて認定を受けた教職員が実施できます。

※学校園では、医師からの指示書に基づいて医療的ケアを実施します。

(指示書にかかる必要経費は保護者負担となります)

※医療的ケア実施についてはお子さんの状態や医療的ケアの内容などを確認したうえで、個別に判断します。

※看護師の配置は医療的ケアを実施する時間のみです。(見守りのための看護師配置はできません。)

3. 神戸市内にある学校園の医療的ケアの体制

	神戸市立学校園 (特別支援学校以外)	神戸市立 特別支援学校	兵庫県立 特別支援学校 (普通科のみ)
実施者	<ul style="list-style-type: none">・ 訪問看護ステーションからの派遣看護師・ 学校看護師・ (保護者)	<ul style="list-style-type: none">・ 学校看護師・ 認定された教職員	<ul style="list-style-type: none">・ 学校看護師
実施時間	看護師が行うケアは最大週15時間 ※看護師の派遣時間は、関係者による協議で決定します。(最大週15時間を想定しているケア内容は、人工呼吸器の管理や喀痰吸引等です。)	学校園での活動中、必要に応じて実施	学校での活動中、必要に応じて実施
相談時期	就園・就学相談に向けて、次年度当初に広報される全体説明会や個別相談会に参加し、その後、各学校園で行われる教育相談や学校園見学会、体験入学、入学説明会に参加していただき準備を進めていきます。		6月頃に各学校で行われる教育相談や学校見学会、体験入学説明会に参加していただき準備を進めていきます。

* 保護者の皆様へ *

- ・ 登校園時は、健康状態を学校園へご報告ください。
- ・ お子さんの体調が悪い日は、医療機関の受診を優先して、登校園をお控えください。
- ・ 体調の急変など、緊急時に備え、連絡がつく電話番号等を学校園にお知らせください。
- ・ 定期的に医療機関を受診し、服薬の調整等も含め、主治医からの適切な指示を聞き、学校園へご報告ください。

学校園における医療的ケアに関するQ&A

Q1 保護者の付き添いが必要な時は、どのような時ですか？

お子さんの状態が不安定なときや、看護師の体制等により、保護者の付添いをお願いする場合があります。

<特別支援学校>

- ・引継ぎ等で看護師等（や教職員）が実施できないとき。
（特に年度当初や新たなケア内容が加わったときなど）

<学校園（特別支援学校以外）>

- ・15時間を超えて医療的ケアが必要なとき。
- ・校外学習等、看護師派遣が難しいとき。
（いつもの環境と異なるため、保護者の付き添いをお願いする場合があります。）
- ・医療的ケアを安全に実施できる環境が整うまで。

Q2 スクールバスでの登下校は可能ですか？（特別支援学校）

乗車の可能性について追及するとともに、安全を配慮のうえ、個別に判断します。

通学中に医療的ケアの必要がなく、安全に乗車できると判断された場合は乗車可能です。

* 神戸市内の特別支援学校一覧（職業科以外）

学校名（種別）	住 所	電話番号
灘さくら支援学校（知・肢）	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目2-2	078-802-1200
青陽灘高等支援学校（知）	神戸市灘区岩屋北町6-1-1	078-871-1800
盲学校（視）※市内全域	神戸市中央区東川崎町1-4-2	078-360-1133
友生支援学校（知・肢・病）	神戸市兵庫区夢野町1-1	078-576-6120
青陽須磨支援学校（知・肢）	神戸市須磨区西落合1-1-4	078-793-1006
いぶき明生支援学校（知・肢）	神戸市西区井吹台西町7-1	078-997-6311
県立芦屋特別支援学校（知）	芦屋市陽光町8-37	0797-25-5311
県立神戸特別支援学校（知・肢）	神戸市北区大脇台10-1	078-592-6767
県立のじぎく特別支援学校（知・肢）	神戸市西区北山台2-566-134	078-994-0196
県立神戸聴覚特別支援学校（聴） ※県内全域	神戸市垂水区福田1-3-1	078-709-9301
県立視覚特別支援学校（視）※県内全域	神戸市垂水区城が山4-2-1	078-751-3291

※ 県内・市内全域校以外の学校は通学区域が決まっていますので、校区の学校へお問い合わせください。

神戸市立学校園（特別支援学校以外）はそれぞれの学校園へ、
保育所、認定こども園等はこども家庭局幼保事業課
(078-322-6919) にお問い合わせください。

神戸市教育委員会事務局 特別支援教育課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-3-3 神戸ハーバーランドセンタービル4階
TEL:078-333-3330（神戸市総合コールセンター）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a98017/kosodate/sodan/special/index.html>



障害児通所サービスにおける医療的ケア児の受け入れ状況（報告）

(1) 市内の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所数（令和6年7月サービス提供分の報酬請求情報より算出）

		事業所数			
			うち重心型※1	うち重心型以外	うち医ケア児
					受入あり※2
児童発達支援	令和4年度	155	11	144	4
	令和5年度	186	11	175	5
	令和6年度	217	12	205	7
放課後等 デイサービス	令和4年度	301	16	285	4
	令和5年度	324	19	305	4
	令和6年度	349	19	330	5

※1・・・看護職員等特定の従業者の人員配置基準（下記参照）を満たし、主として重症心身障害児（医療的ケア児も含む）を通わせる事業所の数

※2・・・重心型以外の事業所において、看護職員を配置し（訪問看護事業所の利用を含む）、医療的ケア児を受け入れた実績のある事業所の数

【調査報告】

- 概要 実施月：令和6年9月
調査件数：44事業所（上記、重心型及び重心型以外のうち医ケア児受入あり）
回答件数：37事業所（内1事業所は閉所） 回答率84%
- 調査結果

①医療的ケア児の受入状況

	事業数 (44事業所)		アンケート回答 (37事業所)			
			事業数	医療的ケア		
				受入あり	受入なし	
児童発達支援	20	重心型	12	10	6	4
		非重心型	8	8	7	1
		合計	20	18	13	5
放課後等デイ サービス	24	重心型	19	14	13	1
		非重心型	5	5	5	0
		合計	24	19	18	1

②医療的ケア児の有無とその人数

医療的ケア児	
いない	6
いる	31
(内) 1人	1
2人	5
3人以上4人以下	8
5人以上10人以下	14
11人以上	3

③事業所における医療的ケアの実施状況 ※服薬管理のみの場合は「取り組んでいない」

医療的ケアの実施状況	
取り組んでいる	31
取り組んでいない（今後、実施を検討したい）	1
取り組んでいない（実施予定なし）	1
無回答/その他	4

④提供している医療的ケアの内容（複数回答）

提供している医療的ケアの内容															
人工呼吸器（人工呼吸器）管理	レスピレーター	ニューレ管管理	気管内挿管、気管切開に伴う気管内吸引、気管カニューレ管理	鼻咽頭エアウェイ	酸素吸入	吸引（気管内・口腔内含む）	ネブライザー使用	中心静脈栄養（中心静脈栄養）	チューブ栄養（鼻・胃ろう・経管（鼻・胃ろう・チューブ栄養））	腸ろう、経管栄養	接続注入ポンプ	継続する透析（腹膜灌流を含む）	定期導尿	人工肛門（ストマ管理）	てんかん（発作時の座薬挿入）
17	24	1	21	29	19	1	30	3	1	0	5	1	18		

(2) 市内の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を利用する医療的ケア児の人数（推計）

	重心型※1		重心型以外※2	
	事業所ごとの利用人数の合計 (延べ利用人数)	実利用人数	事業所ごとの利用人数の合計 (延べ利用人数)	実利用人数
児童発達支援	32	24	34	30
放課後等デイサービス	146	98	13	13

令和6年7月サービス提供分の報酬請求情報より算出

※1 当月の利用人数の合計人数（推計）

※2 医療的ケア区分または医療連携体制加算Ⅳ・Ⅴ（医療的ケアを実施した場合に算定）を算定している合計人数

(参考) 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の人員配置基準等

重心型の事業所（主として重症心身障害児を通わせる事業所）

人員配置 基準	児童指導員又は保育士	1人以上
	児童発達支援管理責任者	1人以上
	嘱託医	1人以上
	看護職員	1人以上
	機能訓練担当職員	1人以上
	管理者	原則専ら管理業務に従事するもの
利用定員	5人以上	

重心型**以外**の事業所

人員配置 基準	児童指導員又は保育士	2人以上 ※児童数によって追加配置
	児童発達支援管理責任者 (看護職員)	1人以上（専任かつ常勤） 医療的ケアを行う場合に置く
	(機能訓練担当職員)	機能訓練を行う場合に置く
	管理者	原則専ら管理業務に従事するもの
利用定員	10人以上	

(※)「児童発達支援センター」については別途要件あり

神戸市の学童保育における医療的ケア児の受け入れについて

1. 「医ケア児の支援施策検討会議附議」状況

- ・令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行
⇒学童保育を利用する医療的ケア児に対し、「適切な支援を行う責務を有する」ことが規定
- ・令和4年8月の会議において学童保育における現状を共有

2. 学童保育における医療的ケア児受け入れの現状

学童保育施設における医療的ケア児の受け入れについては、現状、一部の施設で独自で受入れを行っている。小学校と比較し、学童保育施設はスペース的に余裕のないところが多く、安全性の確保など課題がある。

(1) 受入れ状況（3施設で受入中）

（市内公設学童保育施設での登録状況）（R6.8時点）

施設名	受入内容	利用頻度
A 施設	1 型糖尿病 1 年生	実績なし
B 施設	1 型糖尿病 1 年生	週 4 日
C 施設	1 型糖尿病 2 年生	週 5 日

(2) 対応状況・施設意見

①B 施設

- ・昼食時に注射（長期休業中）。児童自身で対応
- ・血糖値管理ブザーが鳴り低血糖となった場合、ゼリーを捕食
- ・看護師免許保持者を募集したが、集まらない。学童は特殊な勤務時間ということも影響有
- ・学校→学童→保護者へ児童に関するメモの引継ぎを毎日実施
- ・学校から学童までは地域ボランティアが同行。学童までの往復で有時の際に対応できるような見守りが必要
- ・受け入れの際、こども病院に小学校の職員と同行。また、医師会主催の研修を受講。受け入れに当たっては、施設職員が受講できる研修が必要

②C 施設

- ・2年生で1型糖尿病を発症
- ・昼食時に注射が必要（長期休業中）
- ・兄（小6）が学童利用。兄が対応していたが、最近は自身で対応
- ・付きっきりで対応していたが、周りの目が気になっている様子。落ち着いて対応でき、プライバシーにも配慮できる別室は処置の際に必要
- ・保護者から対応マニュアルを貰っている。保護者と学校との連絡は密にとる等、関係機関との連携が大切

- ・長期休業中（前後含3か月程度）の人員体制があるとしっかりと対応ができる
- ・受入れに当たって、しっかり安全配慮が行えているかチェックが出来ると良い

4. 学童保育施設調査

【令和4年度実施】（公設160施設回答）

- ・受入困難施設：約8割。
- ・困難理由：場所（スペースの確保）、安全性の担保、職員配置の不安等
- ・看護師等の医療的ケア実施者の確保は、施設側では難しく、行政もしくは保護者自身での確保を希望する：約9割。
- ・職員の知識や対応方法に関する研修も必要 等

【令和6年度実施】（公設201施設回答）

- ・できるだけ受入れる（重疾患は除く）：8施設
- ・個別事例によって対応を検討する：88施設
- ・基本的に受け入れは難しい：105施設

5. 小学校(公立)・保育所等での医療的ケア時の対応方法

- ①教員や自身で処置を行うことができる児童（小学校）
⇒職員による見守りでの対応
 - ②自身で処置が行えず看護師が処置する必要がある児童（小学校・保育所等）
⇒訪問看護ステーション等の看護師派遣または雇用看護師による対応
- ②については、国庫補助対象。①については、国庫補助対象外。
※学童保育での対応を行った場合も同様に国の補助メニュー有

福祉局障害者支援課
健康局保健所保健課

災害時に備えた取り組みについて

1. 情報登録書について（重度心身障害児者）

【目的】

在宅で医療的ケアが必要とされる重度障害児者が、事前に医療・福祉等情報を登録し、急病時や災害時等において医療機関等への情報提供や受診についての連携支援等を行う

【対象者】

神戸市内に居住する、次のいずれかに該当する方（施設に入所している方は除く）

- ①身体障害者手帳（肢体不自由）1級または2級
かつ、療育手帳A判定の交付を受けている方（重症心身障害児者）
- ②医療的ケアが必要な方

【作成状況】

421名（令和6年3月末まで） 対象者数（概算）約1,000名

2. 災害時個別避難計画について

【目的】

災害時にどのような避難行動をとればよいかについて、避難場所、緊急連絡先、配慮してほしいこと等の情報を一人ひとりの状況にあわせてまとめ、災害発生時の備えを予め行うことで落ち着いて行動できるようにする。また、関係者と事前に共有しておくことで、安否確認・救護などの手助けとする。

（1）重度心身障害児者

【対象者】

神戸市内に居住する、次のいずれかに該当する方（施設に入所している方は除く）

- ①身体障害者手帳（肢体不自由）1級または2級
かつ、療育手帳A判定の交付を受けている方（重症心身障害児者）
- ②医療的ケアが必要な方

【作成状況】

対象者数（概算）約1,000名

年度	R1	R2	R3	R4	R5
作成数（累積）	51	81	99	104	113

【作成数促進に向けた取り組み】

- ・未作成の当事者への直接勧奨（郵送）
本年度勧奨時には作成希望の有無の確認を行う等、希望に基づいた作成促進を検討中
- ・関係機関への周知

本年度より委託先が4半期に一度通信を作成し、当課より事業所向けに周知を開始
・情報登録書作成者への直接勧奨（郵送）

本年度より、委託先からの情報登録書の更新案内時に個別避難計画の作成勧奨も開始

(2) 24時間人工呼吸器装着患者（児・者）

【対象者】

24時間在宅にて人工呼吸器を使用している患者

【作成状況】

平時より保健所にて対象患者の把握を行い、保健所が患者を訪問し、対象患者の関係者と連携して作成を進めている。保健所で把握する対象患者119名のうち112名の方が作成済（令和6年8月末時点）。

【作成数促進に向けた取り組み】

新たに保健所にて把握した方の作成を進めるとともに、作成について同意が得られない方についても、引き続き説明に努めていく。

医療情報等の 登録事業を 行っています

神戸市では、在宅で生活している重度障害児者のみなさまが、地域で安全・安心に過ごせるよう、事前に登録した皆様の情報を地域における医療・保健・福祉・教育などと共有して、つながる支援を実施します。

ご登録いただいた情報は、原疾患や心身の状態が様々である重度障害児者のみなさまの長い診療経過や支援サービスの利用状況を関係機関と共有するために有効に活用できるだけでなく、災害時の支援にも利用可能です。

情報登録の趣旨をご理解のうえ、ご登録くださいますようお願いいたします。

【情報登録書の使用目的】

- かかりつけ病院以外の病院に緊急受診する際（体調不良の入院や外出先での受診等）の情報共有
- 複数の医療機関や訪問看護利用など医療機関との連携
- 医療や福祉サービスの利用状況を関係機関へ情報提供
- 災害時の支援

【対象者】

神戸市内にお住まいで、次のいずれかに該当する方
（施設に入所されている方は除きます）

- 身体障害者手帳（肢体不自由）1級または2級、かつ療育手帳 A 判定の交付を受けている方（重症心身障害児者）
- 医療的ケアが必要な方

◎当事業・情報登録書についてのお問合せは…

神戸市福祉局障害者支援課
電話 078-322-6780

7. お問い合わせ先・申請先・事業者（販売店）からの請求書送付先

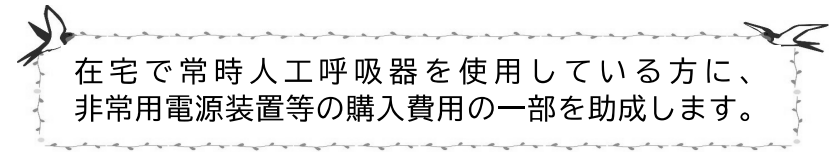
神戸市健康局保健所保健課（難病担当）
〒650-8570 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号
電話：078-331-8181（内線3363・3366） F A X：078-241-0567



市役所・区役所一覧

お住まいの地域	所在地	電話番号
市役所	健康局保健所保健課（難病担当） 〒650-8570 中央区加納町6丁目5-1	（代）331-8181
東灘区	東灘区役所 保健福祉課（難病の窓口） 〒658-8570 東灘区住吉東町5丁目2-1	（代）841-4131
灘区	灘区役所 保健福祉課（難病の窓口） 〒657-8570 灘区桜口町4丁目2-1	（代）843-7001
中央区	中央区役所 保健福祉課（難病の窓口） 〒651-8570 中央区東町115番地	（代）335-7511
兵庫区	兵庫区役所 保健福祉課（難病の窓口） 〒652-8570 兵庫区荒田町1丁目21-1	（代）511-2111
北区	北区役所 保健福祉課（難病の窓口） 〒651-1195 北区鈴蘭台北町1丁目9-1	（代）593-1111
	北神区役所 保健福祉課（難病の窓口） 〒651-1302 北区藤原台中町1丁目2-1	（代）981-5377
長田区	長田区役所 保健福祉課（難病の窓口） 〒653-8570 長田区北町3丁目4-3	（代）579-2311
須磨区	須磨区役所 保健福祉課（難病の窓口） 〒654-8570 須磨区大黒町4丁目1-1	（代）731-4341
	北須磨支所 保健福祉課（難病の窓口） 〒654-0195 須磨区中落合2丁目2-6	（代）793-1212
垂水区	垂水区役所 保健福祉課（難病の窓口） 〒655-8570 垂水区日向1丁目5-1	（代）708-5151
西区	西区役所 保健福祉課（難病の窓口） 〒651-2205 西区糀台5丁目4-1	（代）940-9501
	西区玉津支所 保健福祉サービス窓口 〒651-2144 西区玉津町小山180-3	965-6400

神戸市在宅人工呼吸器使用患者非常用電源整備事業



1. 事業の概要

『神戸市在宅人工呼吸器使用患者非常用電源整備事業』は、常時人工呼吸器を使用する在宅の身体障害者（児）及び難病患者等の方に対し、非常用電源装置等の購入に係る費用の一部を助成するものです。

2. 対象となる方

下記の（1）及び（2）に該当する方

- （1）神戸市の住民基本台帳に住民登録がある方
- （2）在宅において常時、人工呼吸器（TPPV：気管切開孔を介したもの、またはNPPV：鼻マスクまたは顔マスクを介したもの）を使用している方

※ 医療機関等に入院中の方及び障害者施設等（特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの高齢者施設を含みます。）に入所中の方は対象外です。

3. 対象となる用品・性能・助成基準額

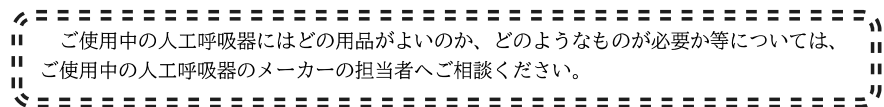
対象となる用品の種目、性能の要件及び助成基準額については、以下のとおりです。ただし、用品の維持に要する経費（ガソリン、カセットガスボンベやエンジンオイル等の購入費などを含む点検・整備費などの費用）については、助成の対象とはなりません。

用品の種目 （以下の1つについて助成）	性能要件	耐用年数	助成基準額
正弦波インバーター発電機	障害者等または介助者が容易に使用可能な、ガソリンまたはガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの	10年	120,000円
ポータブル電源等（蓄電池）	障害者等または介助者が容易に使用及び運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの または、人工呼吸器専用バッテリーで6時間以上使用できるもの	5年	65,000円
DC/ACインバーター	障害者等または介助者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に交換する装置で、定格出力が300W以上のもの	5年	50,000円

<注意事項>

- （1）疑似正弦波（矩形波、補正正弦波）の製品は助成の対象外です。
- （2）特に、海外製の製品の場合には、次のことを確認してください。
 - ① 日本語の取扱説明書が添付されていること
 - ② 電気用品安全法の適合検査に適合した（PSEマークが付いている）製品であること

- (3) 用品の維持に要する経費（ガソリン、カセットボンベやエンジンオイル等の購入費などを含む点検・整備費などの費用）については、助成の対象外です。
- (4) 直接、医療機器につなげて使用すると故障する可能性がありますので、必ず外付けの専用バッテリーに充電してから使用するなど対策を講じてください。
特に、ポータブル電源（蓄電池）、DC/ACインバーターについては、市販されている製品のほとんどが、精密医療機器に使用した場合の動作保証までは行っておりませんので注意が必要です。
- (5) 当該助成により購入した用品を直接、医療機器に接続して使用するなどの誤った方法で使用したことで医療機器に故障が発生した場合、市はその責を負うことはできませんのでご了承ください。


 ご使用中の人工呼吸器にはどの用品がよいのか、どのようなものが必要か等については、ご使用中の人工呼吸器のメーカーの担当者へご相談ください。

4. 費用の自己負担額

用品の購入に要する費用の1割を負担していただきます。なお、用品の購入に係る費用が助成基準額を上回るときは、自己負担額に加え、購入に係る費用と助成基準額の差額も負担となります。

5. 手続きについて

- (1) 購入する用品の選定・見積書の作成
事業者（販売店）に、「見積書（様式2号）」を持参し、購入する用品を選定した上で、事業者（販売店）に見積書の作成を依頼してください。
- (2) 申請方法
原則、郵送申請です。郵送での申請が困難な場合またはやむを得ない場合は、お住まいの居住区の区役所保健福祉課（難病の窓口）でも申請をお受けします。
以下の書類を添えて、市役所健康局保健所保健課 難病担当（7項に記載）へ郵送してください。（消印日が申請受付日となります。郵送費は申請者をご負担ください。）
 - ① 神戸市在宅人工呼吸器使用患者非常用電源購入費助成金申請書（様式1号）
 - ② 申請者の身分証明書の写し（令和3年度より）
ただし、申請者が対象者であり、かつ申請時に特定医療費（指定難病）受給者証の写し、または小児慢性特定疾病医療費受給者証の写しを添付している場合は不要
 - ③ 神戸市在宅人工呼吸器使用患者非常用電源購入費助成金用見積書（様式2号）
 - ④ 購入する用品のカatalog・チラシ等（コピー可）
 - ⑤ 常時在宅人工呼吸器を使用していることがわかるもの（ア、イ、ウのいずれか）
 - ア 特定医療費（指定難病）受給者証または小児慢性特定疾病医療費受給者証（ともに写）：人工呼吸器等装着欄が『該当』のもの
 - イ 神戸市在宅人工呼吸器使用患者非常用電源購入費助成金申請書（様式1号）：『人工呼吸器等装着について』欄の主治医のサインにチェック及び医療機関名・担当医師氏名の記載があるもの
 - ウ 医師が作成した、常時在宅人工呼吸器を使用していることを証する書類：常時人工呼吸器を使用することの証明・意見書またはそれに準ずるもので医師の署名・捺印があるもの



- (3) 審査・助成の決定
助成の決定は、健康局保健課で行います。決定となった場合は申請者に交付決定通知書、助成券、請求書及び委任状を送付します。また、見積もりを行った事業者（販売店）にも、交付決定通知書及び助成券（ともに写し）を送付します。なお、助成の要件に該当しない場合には却下決定通知書を送付します。
- (4) 用品の購入・助成金の請求
保健課より決定通知書、助成券等が届いてから、見積書の作成を依頼した事業者（販売店）で用品を購入します。（※1）
助成券には、有効期限があります。また、有効期限に関わらず、用品は申請日の年度の3月31日までに購入し、助成金の請求をしていただく必要があります。

注意 ※1

市の助成決定前に購入した用品については、助成の対象となりません。

- 申請者が、事業者（販売店）に代理請求及び受領（※2）を委任している場合
申請者は助成券、委任状及び請求書を事業者（販売店）へ引き渡し、助成券に記載されている「⑤ 障害者等の負担すべき額」を支払います（申請者の手続きはこれで終了です）。
- 申請者が、事業者（販売店）に代理請求及び受領を委任しない場合
購入時に用品代金の全額を一旦負担する必要があります。申請者は、購入後、30日以内に請求書、助成券、用品購入の領収書（原本）を市役所健康局保健課難病担当（下記7項に記載）へ郵送し（※3）、助成金の請求を行ってください。その後、健康局保健課が内容を確認し、不備がない場合は請求書を受け取ってから30日以内に、請求書記載の口座に助成額をお支払いいたします。

※3 請求書の郵送費については、請求者をご負担ください。



※2 代理請求及び受領制度について

『代理請求及び受領』とは、障害のある方やそのご家族の負担軽減を図るため、障害のある方等（申請者）に代わって、事業者（販売店）が助成金の請求及び受領を行う制度です。『代理請求及び受領制度』を利用する場合は、申請者に代わって事業者（販売店）が神戸市に助成金の申請を行いますので、申請者は自己負担額で購入することができます。この制度を利用する場合は、委任状が必要です。
『代理請求及び受領制度』を利用しない場合は、申請者が購入時に用品代金の全額を一旦負担することになります。
『代理請求及び受領制度』は、すべての事業者（販売店）が対応しているものではありません。見積もりを依頼する事業者（販売店）に制度の利用が可能かどうかを事前にご確認ください。

6. 注意事項

本事業の助成を受けて購入した用品について、助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し又は担保に供してはなりません。また、交付決定日から耐用年数内に新たに助成を受けることはできません。

神戸市療育ネットワーク会議
「第 10 回 医療的ケア児の支援施策検討会議」議事要旨

(日 時) 令和 5 年 11 月 2 日 (木) 15:00～17:00
(場 所) 三宮研修センター 8 階 805 会議室

○…委員意見・質問 ●…所管部署等の説明 ※いずれも要約

1. 「医療的ケア児等コーディネーター」等を活用した支援体制について
2. 神戸市における医療的ケア児の通いの場について

<事務局より資料 1、2、3、4、5-1、5-2、6、7、8、9 について説明後、委員による意見交換>

【医療的ケア児等コーディネーター等を活用した支援体制】

- 資料 2 の医療的ケア児等コーディネーター（以下、コーディネーター）の配置事業所数の表を見ると、障害者相談支援センターが最も多い。しかしながら、医療的ケア児に関する相談や障害児相談支援の実績は、各センターで数件あるかどうかの状況である。会議での事例検討はある程度行っているが、実際に医療的ケア児と関わる中で経験を積むことが難しい現状。
- コーディネーターの養成研修を修了した相談支援専門員が、どれほどの役割を期待されているのか不安がある。医療を専門とせず直接介護を行うわけでもない相談員の立場で、医療機関との調整や判断、差配が求められることに難しさを感じる。今後のフォローアップ研修などで、実際に医療的ケア児と関わりのある現場の支援者の方々と一緒に、グループワークなどができたら良い。
- 計画相談支援を利用している障害児が少ない理由として、障害福祉サービスをあまり利用していないことがあげられる。病院のソーシャルワーカーから紹介された訪問看護等を利用して生活が維持できていたり、医療的ケア児に対応できるホームヘルプ事業所自体が足りていなかったりすることが要因として考えられる。また、障害福祉サービスのホームヘルプを利用すると重度心身障害者介護手当を受給できないため、障害児の保護者がホームヘルプの利用を希望しないといったケースもある。
年齢が上がるにつれ、入浴介助等の障害福祉サービスの利用が必要になるため、障害福祉サービスを利用すべき方については、計画相談支援の利用を含め、障害者相談支援センターに繋ぐ対応を行っている。
- 神戸市の場合、子どもの相談支援を利用することがこれまで一般的になかった。同じ県内の加古川市など東播磨の地域では、コーディネーターが活躍している話を聞く。
- 多職種の方々がコーディネーターの養成研修を受講しているが、障害者相談支援センターの方と同様に、どのような役割を担えば良いか分かっていない状況。例えば、専門分野を越えて、それぞれの異なる分野について勉強できる機会があれば良い。
- 医療介護サポートセンターから障害者等が在宅で生活を送る上での有益な情報を提供してもらっており、心強い存在である。
現在、訪問看護で入浴等に対応いただいている状況であるが、厚労省が 9 月、医療的ケア児にヘルパー派遣する事業者に対し、報酬を上げる方針を出した。2024 年度の障害福祉サービスの報酬改定において実施されるとのことで、医療的ケア児に積極的に対応できるヘルパー事業所が増えることを期待している。
- 医療介護サポートセンターは、主に高齢者を対象に業務を行っている。定期的に医療的ケアの事例共有を行っているが、実際に行うケアをイメージすることが難しい。そのため、多職種での勉強会の実施や、実際の現場を経験することも必要である。

- 訪問看護とヘルパーが連携し、それぞれの役割に応じたサービスを提供できれば良い。また、ホームヘルプを利用いただく中で、計画相談支援の相談支援専門員も関わっていくような構図ができれば良い。
- 医療情報等をまとめた情報登録書（以下、情報登録書）を知らない方もいるので周知を行い、登録者を増やしていけると良い。
- 低年齢の子どもは医療で対応できるため、障害者相談支援センターとの関わりが少ない。障害福祉サービスを利用する際に初めて繋がるのではなく、それぞれの対象地域に医療的ケア児がいることを各障害者相談支援センターが把握できる仕組みがあれば良い。
- 家族の同意を得て、情報登録書と避難マニュアルをセットで、一番近くの相談支援センターに置いておくことができれば、災害時に役に立つ。障害者相談支援センター側も、直接関わりがなくても、地域にどのような方がいてどのようなサービスを受けているか等を知る機会になる。マネジメントをするだけでなく、知るところから始めていくことで、低年齢の子どもであってもスムーズに相談対応ができるのではないかな。

【教育・保育施設】

- 資料5について、医療的ケア児が入園を希望した場合、重度の障害や医療的ケアが必要などで入園できないような例もあるのか。
- 保育所入所に関しては、保護者の就労している状況等を点数化・世帯で合算し、その合計点数をもとに選考している。医療的ケア児については、一次選考の際に別枠を設け、優先的に入所選考することで、一般の方よりも入所しやすくなるようにしている。しかしながら、東灘区・灘区・垂水区・西区では希望者が多いため、入所出来ない方がいるのが現状。そこで、医療的ケア児の受け入れ可能な19施設に加え、令和6年度には、公立保育所2か所（東灘区、灘区）で新たに受け入れを開始する予定。

【学校・園】

- 資料6について、これまで特別支援学校へ入学していた医療的ケア児が、最近では地域の幼稚園や小学校等に入学するケースが増えているようだが、看護師配置により十分なケアを行えているのか。
- 地域の学校か特別支援学校のどちらにするのかは、保護者や本人の希望を踏まえて就学先を決定している。人工呼吸器等のケースについても、地域の小中学校の場合、校内の医療的ケア委員会の中に、保護者や学校医、事務局に加え、特別支援教育課の医療的ケア担当の指導主事や看護師等が入り、地域の中で最大限できることは何かを考えて対応している。
- 小学校に通う医療的ケア児の放課後対応について、神戸市としては、学童保育ではなく放課後等デイサービスに通ってもらう流れを考えているのか。
- 学童保育に関しては、場所の問題や人員、職員の医療的ケアに対する知識も含め、安全な受け入れに当たっての体制面に課題が多く、現状は受け入れを行っておらず、放課後等デイサービスなどの他施設で受け入れているのが現状。他の政令市においても学童保育で医療的ケア児を受け入れているのは4都市と少ない。今後、他都市の情報も収集しながら、神戸市での体制について引き続き検討していきたい。
- 医療的ケア児を受け入れるには、その業務に従事するための研修を受講する必要がある。また、看護師等の医療的なバックアップも必要であるため、現状で学童保育の体制を整えることが難しい状況であることは理解できる。
- 医療的ケア児の中には、通常の学級で学ぶ方が伸びる子もいるので、小・中・高等学校での医療的ケアの充実が望ましい。特に高等学校での医療的ケア児の受け入れ実績が少しずつ出てきているので、継続して行ってほしい。

- 医療的ケア児支援法は、インクルーシブな社会を目指すという方針で、理想を高く挙げている。保護者の強い意向から、重度の医療的ケア児が地域の学校での就学を希望されることが全国的にも増えている。

【障害児通所支援事業所】

- 資料9に記載のある重心型の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所数は足りているのか。事業所数を増やす場合、目標値はあるのか。
- 現在のところ目標値は持っていないが、身近な場所に重心型の事業所がないという話を聞いている。これまで医療的ケア児の対応ができなかった児童発達支援・放課後等デイサービスでも少しずつ受入れが可能となるのが理想であると考えている。
一方で、看護師等、人材確保の面での課題もある。令和6年度の報酬改定に向けて、国が重心型の事業所や医療的ケア児対応の事業所への報酬について検討しているようなので、その点についても注視していきたい。
- 重心型事業所では、看護師、嘱託医の配置が必須条件になっているが、看護師が見つからないこともある。嘱託医については、制度上の名前だけになっていて、実際には指導に入れていないことが全国的に起こっている。
- 資料9において、軽度の医療的ケア児もこの人数の中に入っているのか。
- 重心型の事業所の請求情報、重心型以外の事業所の医療的ケア区分の請求情報から当該人数を抽出している。職員のケアが不要等の理由から請求に反映されない方がいる可能性もあるため、軽度の医療的ケア児の人数は反映されていない。

3. 次期神戸市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について

<事務局より資料10、11について説明後、委員による意見交換>

【障がい児福祉計画】

- 医療的ケア児の保護者からは、コーディネーターの活用方法がまだ分からない、コーディネーターと関係者間のネットワーク化を進めてほしい、受入れ場所を増やしてほしいなどの意見が多くあった。
- 災害時の避難について、地区担当の保健師や計画相談の相談支援員とともに、避難計画を立てており、新たに民間救急のリストの追加や在宅で上の階への避難などを避難計画に追記した。医療機関と連携し、受け入れや電源確保、予定の病院に避難できなかった場合はどう対応するかなどについて準備している。また、市の補助金を活用し、非常用電源を購入して災害に備えている。
- 地域に医療的ケア児が通う場所が増えている中で、受け入れる側の現場で障害に対する理解や医療的ケア児とその保護者への寄り添いが不十分なところがあり、保護者も辛い思いをしている。
- 各地域でネットワーク化を進めていくための場として、自立支援協議会の部会の活用が考えられる。現在、自立支援協議会の防災部会では、福祉避難所に移動することの困難さを感じている方が多いため、在宅避難のマニュアル化や非常用電源の購入などを中心に議論されている地域がある。
- 情報登録書について、まだまだ周知不足な部分があり、特に登録の対象要件についての周知が必要。
- 情報登録書について、神戸市の場合、重度障害児者医療福祉コーディネーター事業を実施していただいているにこにこハウス医療福祉センターの充実したサポートがある。また、医療機関において登録に係る確認・記載を行えば、代価が支払われる仕組みであるので、引き続き進めていただきたい。

- 通学通所の手段の確保が全国的に大きな問題になっている。神戸市も、特別支援学校において下校時の支援は行っているが、登校時の支援についても検討していく必要がある。
- 一般の小・中・高等学校へ行かれる方が増えてきたということは、一方で医療行為をされている医師の理解も非常に重要になる。小児科医だけでなく、成人を診る医師との連携も必要ではないか。
- 今年度、市医師会の中で、在宅診療を実施している医師等を中心に、医師会として医療的ケア児に対して何ができるかについて検討を行っている。今後は学校医である医師にも参加いただきたいと考えている。その後、災害時についても何ができるのかを検討していきたい。
- 次期障がい児福祉計画の策定に向けた当会議の意見としては、本日の意見等を受け調整し、提出させていただく。

【福祉避難所について】

- 人工呼吸器を装着されている方や在宅酸素療法を実施している方にとって、命に直結する電源の確保が一番の課題である。普段持ち歩く携帯用の電源もあるが、数時間しか持たない。
- 大きな病院でも電源確保のための入院であれば対応してくれないことがある。
- 透析患者の方も透析が出来なくなる不安が大きい。
- 災害時、避難所に行くまでの手段が無い方や、自宅避難を希望する方への支援も必要である。
- 医療的ケア児やその家族がどのように避難を考えているかを、福祉・医療・保健等の関係者が、情報として知っておくことも非常に大切である。
- 災害時の避難については、重度の障害がある方はあらかじめ準備や調整が必要になる。

神戸市療育ネットワーク会議／医療的ケア児の支援施策検討会議（概要）

1. 趣 旨

「医療的ケア児」に関わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関及び行政担当者が、支援の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることにより支援体制の充実を図るため、「神戸市療育ネットワーク会議」開催要綱にもとづく施策検討会議として、「医療的ケア児の支援施策検討会議」を開催する。

（参考）医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 第2条

- （1）この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくだん）吸引その他の医療行為をいう。
- （2）この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう）に在籍するものをいう。

（参考）児童福祉法第56条の6第2項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2. 委 員（2024年度）

※五十音順・敬称略

委 員	神戸市医師会 医療的ケア児検討特別委員会担当理事	相原 浩輝
	神戸市重度心身障害児（者）父母の会 副会長	井関 宏美
	（一社）兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会 神戸ブロック 副会長	尾川 隆紀
	神戸市障害者基幹相談支援センター 統括コーディネーター	柏谷 明子
	神戸医療福祉センターひだまり 院長	河崎 洋子
	特定非営利活動法人神戸市難病団体連絡協議会 監事	神田 圭子
	神戸市歯科医師会 専務理事	杉村 智行
	神戸大学 名誉教授 神戸市こども家庭局総合療育センター部長（診療担当）	高田 哲 ※会長
	神戸市立いぶき明生支援学校 校長	辻村 千代子
	神戸市私立保育園連盟 理事	橋本 大介
	兵庫県立こども病院 小児外科長 ／家族支援・地域医療連携部長	畠山 理

行政関係者	福祉局障害者支援課長	黒田 尚宏
	福祉局くらし支援課長	大村 元範
	健康局保健所保健課長	高西 宏和
	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課長	甲斐 隆弘
	こども家庭局副局長	丸山 佳子
	こども家庭局部長（医務担当）	三品 浩基
	こども家庭局家庭支援課課長（母子保健担当）	小澤 恵
	こども家庭局家庭支援課課長（発達支援調整担当）	土井 信忠
	こども家庭局こども青少年課長	森下 健次
	こども家庭局総合療育センター課長（相談診療担当）	疋田 みわ
	こども家庭局幼保事業課長	前田 和彦
	こども家庭局幼保事業課課長（指導研修担当）	下西 由佳
	こども家庭局幼保事業課課長（保健医療指導担当）	井出 絹代

3. 実施状況

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (第1回) 2017年8月9日 | (第2回) 2018年2月1日 |
| (第3回) 2018年11月22日 | (第4回) 2019年3月7日 |
| (第5回) 2020年2月6日 | (第6回) 2020年11月26日 |
| (第7回) 2021年11月4日 | (第8回) 2022年8月4日 |
| (第9回) 2023年2月9日 | (第10回) 2023年11月2日 |
| (第11回) 2024年10月31日 | |

神戸市療育ネットワーク会議／医療的ケア児の支援施策討会議（実施状況）

	実施日	議題
第1回	2017. 8. 9	医療的ケア児の支援に関する課題 保育所等における医療的ケア児の受け入れ 医療的ケア児の実態調査 障害児福祉計画
第2回	2018. 2. 1	医療的ケア児の実態調査 保育所等における医療的ケア児の受け入れ
第3回	2018. 11. 22	「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」の結果 保育所等における医療的ケア児の受け入れ
第4回	2019. 3. 7	「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」（追加報告） 教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れ 「障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもの支援ハンドブック」等の作成
第5回	2020. 2. 6	「障害のある子ども・医療的ケアが必要な子どもの支援ハンドブック」 教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れ 神戸市立特別支援学校における医療的ケア
第6回	2020. 11. 26	教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れ 神戸市立特別支援学校等における医療的ケア 医療的ケアにかかる支援者の人材育成
第7回	2021. 11. 4	神戸市における医療的ケア児の通いの場 医療的ケア児の支援
第8回	2022. 8. 4	医療的ケア児等コーディネーター等を活用した支援体制 特別支援教育相談センター 神戸市における医療的ケア児の通いの場
第9回	2023. 2. 9	神戸市における医療的ケア児支援体制 医療的ケア児等コーディネーター／神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業
第10回	2023. 11. 2	医療的ケア児等コーディネーター等を活用した支援体制 神戸市における医療的ケア児の通いの場 次期神戸市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

第 11 回	2024. 10. 31	医療的ケア児等コーディネーター等を活用した支援体制 神戸市における医療的ケア児の通いの場 災害時に備えた取り組み 神戸市医師会医療的ケア児アンケート結果報告 神戸市歯科医師会の取組紹介
--------	--------------	--